

## 第9回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成25年3月29日（金）10:30～12:00

場 所：議事堂3階301委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員9人

資料：第9回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料1 正副座長たたき台案

資料2 情報提供等（案）

資料3 他県における運動の日

資料4 前文に盛り込む事の提案があった項目

資料5 イメージ図

### 1 正副座長たたき台案の検討

委員：ただ今から、第9回の三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。

今日の全体の流れですが、まず、はじめに前回調査要求のありました福岡県の検討条項に関する調査事項の報告をさせていただきます。そして、2点目には、前回、決定をさせていただいた内容をどういった文章にするのか等の報告並びに協議をいたします。そして、3点目に、残しております目的、定義、前文、条例名、この部分について皆様から意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。まず、前回の検討会において、福岡県の条例における検討条項についての調査依頼がありましたので、その結果を報告をいたします。この検討条項というのは、何年ごとに見直すという条項でございますが、福岡県に検討条項を規定したのはどういう趣旨からかという部分で質問をいたしました。そして、この検討条項につきましては、議論の結果、規定されたというのではなく、当初の原案の時点から既に盛り込まれていたということでございました。そして、正副座長たたき台案では、現在この条項は入っておりませんが、いわゆる基本計画のところでは毎年1回、知事による基本計画に基づく実施状況について、議会に報告をするという内容を規定しております。この部分から考えますと、この報告をいただきながら、変更の必要があれば、当然必要に応じて変更をするという状況になりまして、現在、そういった意味からたたき台案では検討事項の条項は入れていないという現状でございます。まず、この件についてご意見等ありましたらお願いします。

委員：議員提出条例検証特別委員会を1年間させていただいて、その中でそういう検討事項、見直し規定のあるなしにかかわらず、議提議案を中心に議会としてその条例が目的どおり執行されているのかどうかについて、普段から見直しをしていくことを議会の文化として根付かせていくべきだと申し上げましたので、あえて条項まで作らなくてもいいという意見でございます。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

委員：前回のとき、私が見直し条項を検討してはどうかということで意見を述べさせていただいたのですが、全国に先駆けてというか、他県にはない検挙1回目からの受診義務ということで、そういうこともあって状況を見直していく必要があるかと思うんですが、先ほど委員のほうから、三重県議会としてはそういう姿勢で臨むということであれば、特段、本条例に関しては、見直し条項を入れ込む必要はないかと。そういう姿勢で我々も臨みたいと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

委員：ありがとうございます。この件については、委員からは調査依頼をいただきましたので、その旨での今のようなご意見を賜ったところでございます。この条例は議提条例でございますので、当然議会の側として必要があれば、不断の見直しをするという姿勢のもと、修正等をまた議論をするのは当然の内容であると思います。ゆえに、今回はこの検討見直し条項については本条例には入れないという方向で進めさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、次に進ませていただきます。正副座長たたき台案の検討に移ります。資料1をご覧くださいながら進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。まず、県民の努力、2ページについてです。県民の努力のところ、前回の検討会においてその他の者が実施する取組にも協力するという内容を盛り込むこととなりました。そこで案文を修正をさせていただきました。下線部の箇所が修正箇所でございます。一度、読ませていただきます。「県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県、その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。」このような内容にさせていただきました。「その他の者」を入れ、そして、その他の者が取り組む部分に関しては施策だけではないということで、「又は取組」というのも入れさせていただいている内容でございます。この件につきまして、皆様のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。そうしましたら、県民の努力の修正につきましては、この下線部を加えた内容にさせていただきたいと思いますので、

よろしく願いをいたします。ここで、事業者の努力2ページ3のところですが、字句修正のお願いをしたいと思います。「(3)事業者の努力」のところをご覧ください。事業者の努力(ア)の網掛けがない「資するための」という箇所でございます。ここに関しまして、他のところと調整を図りまして、「飲酒運転の根絶に資するための取組」という文言に当初なっておりましたが、他の箇所、例えば先ほどの県民の努力などでは、「飲酒運転の根絶に関する取組」となっており、「関する」という表現で他の項目が続いており、ここだけが資するというふうになっておりました。そういった意味からいきまして、このところを「関する」で統一をさせていただいてはどうかと思います。できましたら、ここを「関する」ということで字句修正をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。そうしましたら、「3(ア)事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。」というふうに字句修正をさせていただきます。よろしく願いをいたします。続きまして、前回決定をさせていただいた内容での修正箇所、5ページの受診義務にお移りをいただきたいと思います。前回、この受診義務につきまして、受診義務の例外規定を設けることとなりました。そこで案文を修正してみました。下線部の箇所が修正箇所でございます。「7受診義務(1)」のところの「」で「規則で定める者については、除く。」というのを、この「(1)」の後に付けてはどうかということで、これが条例文になりますと、例えばですが、このようになると思います。「飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けなければならない。ただし、規則で定める者についてはこの限りではない。」このような条文になるのではないかと想定をされます。この部分につきましてご意見、ご発言がありましたらお願いをいたします。いかがですか、よろしいですか。そうしましたら、このような形で、条文になりましたら、ただし書きという形になるかと思えます。それで、具体的に「この限りでない」は何を想定できるのかというようなところでありますが、それは今後、執行部との協議の中で、こういったものが想定されるのではないかというような協議をさせていただきたいと思いますので、そのところでまたご議論をさせていただきたいと思います。そして、もう1点、ここで受診義務につきまして字句修正をお願いをしたいと思います。「7(4)」のところにつきまして、「アルコール依存症と診断した者に対して」ということで、唯一網掛けのされていないところ、「診断した者」というところがございます。この部分を調整をさせていただきまして、「診断した者」から、「診断された者」と字句修正をお願いをしたいと思います。この「7(4)診断した者」とい

うのをそのまま読みますと、ドクターの側がというふうにも読めてしまう嫌いがござ  
います。ここを明確にするために依存症と診断された者という形で字句修正をさせて  
いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。よろしいですか。そう  
しましたら、続きまして情報提供のところに移らせていただきます。6ページをお開  
きください。6ページの情報提供につきまして、前回の検討会において正副座長案を  
示すということになりました。案を作成いたしました。資料2をご覧ください。案文  
を朗読をさせていただきます。まず、最初の項目ですが、当初案は「情報の提供」で  
したが、「情報の提供等」というふうにさせていただいております。文章は、県は、県  
民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関  
する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。というよう  
な案文を示させていただきました。ここに情報の収集整理分析をまず行うと。そして、  
そのうえでその結果の提供を行う、との内容にさせていただいております。ゆえに、  
最初の項目も情報の提供等というふうに修正をさせていただきました。この内容につ  
きましてご意見、ご発言がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

委員：教育機関が教育を行うときの情報提供というのは、これで読めるということによ  
ろしいんですか。

委員：教育機関が教育現場において様々な教育に資するために使う情報ということですね。  
この中における収集整理等を行って、それが教育機関で使うにふさわしいという内容  
であれば、当然この中からの情報もお使いをいただくことになりまして、それ以外の  
部分でいわゆる飲酒運転の防止の目的がこうであるとか、こういった方向に努めなけ  
ればいけないというのは、これ以外の部分の資料としてもお使いいただくことができ  
るというような考え方になると思います。

委員：そうすると、この事業者等の等の中に教育委員会等も入るということではないん  
ですかね。

委員：そこは事務局に確認させていただきます。どうですか。

事務局：一度、この検討会でお話をさせていただきましたが、県の中には県の各機関が入  
っておりますので、知事も機関ですし、教育委員会も機関でございますし、公安委  
員会も機関でございますので、その教育委員会は県の中に含まれるという理解をして  
おります。

委員：そうしますと、私立の学校であるとか各種学校というものについては、県の機関で  
はないでしょうか、この「等」で読むということによろしいんですか。

事務局：はい、そのようになるかと考えております。

委員：そうしますと、それにも使えるということですが、普通に読むと整理分析されたということが取り組むために情報が提供されるということですが、一方でボーダーラインとか線引きがないので、場合によったら社会的制裁になってしまうような情報も提供されるということもあり得るようにも読めるんですが、そういうのは実際に情報提供が始まったときに、我々議員が監視して、ちょっとそれは行き過ぎじゃないかと、そういうような形で止めていくという理解でいいですかね。

委員：ここでの想定は、いわゆる個人が想定されるような、また、個人が確定されるような情報を提供するというような考え方は持っておりません。あくまでも県民、事業者等に対して、全体の傾向性ないしは地域の傾向性、そういったものを特にこの分析というのは行っていただくというような考え方ですので、この事業者において誰がとか、何がというようなことは、この情報の提供等では想定してないとお考えいただいて結構かと思えます。

委員：ありがとうございます。素直に読めばそう私も読み取れるんですが、条文をもし悪用したときという心配をついしてしまいますので、もしそういうことがあったときは、議会として監視していくという理解でいいんですね。

委員：結構かと思えます。ほか、どうでしょうか。よろしいですか。この辺のあたりでご提案をいただきました委員どうですか。

委員：個人情報の二次利用という点において、「公安委員会」はではなく、「県」はとしてしまうことが大丈夫なのかどうかという疑念が払拭できていないんですが、そのあたり、事務局の見解を聞かせていただくとありがたいのですが。

委員：事務局いかがでしょうか。

事務局：基本的には交通事故とか交通違反者とかそういったものは、公安委員会でまずは情報を保有されておると思えます。それを他の県の機関にどのように提供するかは、公安委員会がまず態度を決定されて、その関係機関と協議をされる、調整されることになるかと思えますので、簡単に「県は」としたときに、ただちに公安委員会の持つ情報が他の機関とリアルタイムで共有されていることはないかとは思えます。ですので、この条例の施行に関して、執行機関のほうでいろいろと内部調整をされるのではないかと思えます。

委員：いかがですか。「県は」としたところ、他県においては「公安委員会は」としておるところもあるんです。それで、正副座長の中でもこれは「県は」とすべきか、公安

委員会にすべきかというところの議論はさせていただきました。そのうえで「県は」としたのは、当然これは公安委員会だけではなくて、「県は」となると、いわゆる執行部、公安委員会、ないしは教育委員会も入るということになるわけですが、執行部側もその情報をもとに様々なアナウンス等を交通安全の観点からも既にしているものもあるだろうと。だから、情報の提供ということで事実だけを出すのではなくて、それをやはり分析する中で、傾向性、方向性、そういったものも出すことを考えると、これは公安委員会だけに絞るのではなくって、県は様々な情報を提供する、ないしはアナウンスをしていくということで広く「県は」としたところであります。そこで、個人情報がどう取り扱われるのかという部分については、県の執行部の中で協議をされていく問題であると。当然我々もその中で意見をしていくわけですが、いたずらにすべてのものが二次利用されるということでないという理解はいたしますが。

委員：分かりました。

委員：先ほどの委員の教育機関はどこに入るかというので、話を聞いていて、公立学校と私立学校と違うところにあるような聞こえ方がしたのですが、教育委員会は「県は」の県に入ると。私立学校はこの事業者等に入ると。両方共、公立も私立も、教育の現場としては取り組んでその情報を県なりが分析して、またそれを情報提供してもらって現場で次の取組をするという意味では、公立の教育現場、私立学校の教育現場が同じ位置だと思っんですね。だから、教育委員会という県に入るけども、教育の学校の現場としては県に入るのではなくて、この等のほうに入るという理解なのかと思っんですね。だから、県は、この情報の収集整理、分析結果の提供をするのですが、そこに教育委員会が入って、学校現場もそこにというのは、ちょっとイメージが違うと思っんですね。

委員：ここの部分、ちょっと整理したいと思っんですが、この情報の提供等という部分については、県は、広く県民、事業者等ということで、これはもっぱらどこに決まった情報を提供するというのではなくって、県民、事業者等としているのは、広く流すと。例えばインターネット等での公表とか紙媒体も含めて、それを県民、事業者等が活用をしていただきながら、様々な飲酒運転の根絶防止につなげていただくと。そのための素材として出すわけですが。この「県は」という部分がありますが、これは一般論でとらえると県の知事部局、公安委員会、県教育委員会、例えばもっと言いますと、人事委員会とかそういったものも入ってくるという、これは一般論として「県は」ということになります。教育という部分でうまく説明ができなかった部分があって恐

縮だったんですが、こういった情報をもとに教育をしていくのかということに関しては、「5(2)」のところで「小学校、中学校、高等学校、その他の教育機関は教育を下さい」となっておりますので、それを行う。そのための必要な、例えば情報であるとか、素材であるとか方向性というのは、それは当然県の中で執行部ないしは教育委員会、一部公安委員会とで共有されて作られていくものということですので、どちらかという、「5(2)」でそれが読み込まれていくのかなと。それで、基本計画に書かれていくという思いは持っております。ですから、この情報の提供等において、例えば公立学校と私立学校どっちかにとらえた場合と、厳密に言うと、「県は」の一般論には当然教育委員会も入りますので、そういう縦分けになりますが、しかし、その情報を活用するという意味においては、今おっしゃったように後者の側に公の教育機関が入ってもいいという考え方もできるのではないかというのは、そこまで否定するものではないと思います。

委員：ちょっとあれっと思ったところはどこかという、公立の教育機関にという質問のときに、県に入るといったら、県はどちらかという収集・整理・分析をする側のこれは文章なので、そこへ入るんじゃなくて、取組と情報をもろう側だろうという理解をしているわけですね。

委員：そういうふうにとらえて結構です。ほか、どうですか。

委員：「4基本計画(4)」で、「知事は毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」というところの報告内容と、議論している情報の提供の話というのは、どういう関係性になるのかというところを事務局の見解を聞かせてもらいたいのですが。

委員：ここの部分どうですか、事務局。

事務局：当然基本計画の中には、情報提供の内容としてどのような情報を出すかとか、そういうことも当然規定されるべきだと思いますし、当然基本計画が出されたときに議会へ報告されて、その中で議会から必要な意見を出すということが、議会の意見を反映するということになるかと考えております。

委員：そうすると、議論している情報の提供等で出される情報というのも含めた形で、基本計画の報告が県民及び県議会に対してなされるということになるんですかね。

事務局：詳細ではなくて、どのような情報を流すのだというのは、やはり基本計画に乗ってくるのではないかと。

委員：イメージの話をして恐縮ですが、おそらく皆さん考えていただいている、想定され

るイメージというのはこういうものなのかなと思うのは、基本計画に沿って報告される実施状況というのは、例えば、飲食店等でポスター掲示等を協力していただいた軒数は目標はこれぐらいで何軒になりましたとか、そういうことがまず数字として実施状況として報告されるようなことだと思います。こちらの情報提供は、取組に資するためということですから、飲酒の事故の例えば宮城県であったように、どこで飲んできたのが何割、飲食店で飲んできたのが4割ですよとか、時間帯とか季節とかそういう傾向がありますとか、そういうイメージのものになるのかなと。当然その内容は実施状況の報告にも含まれるという意味では含まれるんでしょうけども、少しそういう面では性格が違うのかなとはイメージするのですが。

委員：基本計画の年1回報告しているから、それがこの「9情報の提供等」になっているという、執行部のほうに逃げ道をつくってはいけないと思っています。適宜、適切にその必要な情報を、例えば、取組をしようと思っている方がほしいと思ったときに提供していただけるような状態に持っていきたいと思っております、その場合にこの文章で大丈夫なのかなという若干不安を感じましてお尋ねをさせていただいているところです。飲酒運転の根絶に関する取組をする者としては、やっぱり適宜、適切にほしいと思うんですね。だけど、そういうことを求めた場合に、いやいや県は年に1回報告しますから、それ待ってくださいというふうになってしまうてはいけませんよ。この文章でそれがちゃんと担保できるのかなという不安を感じまして聞かせていただいております。

委員：趣旨が分かりました。「4」の知事は報告しなければいけないというのは、当然この基本計画に基づいて全体の内容を報告しなければいけないと。その中に当然この「9情報提供等」でされたものの概要というか、ものも報告をされるべきであり、かつ、ここで適時、適切に提供された資料についても、報告の資料として付けてくものであるというような意味合いがあります。そして、その報告者は知事であるという形ですね。委員が懸念として思われておる、このところに毎年一回あるから、それが情報の提供ということではないのかと、この「9」が全部ここに含まれるのではないかということに関しては、確かにその条文を両方と読むと、そう読める嫌いもあることはあると思います。しかし、思いとしてはそうではなくて、県民が求めたものという言い過ぎになるかもしれませんが、やはり適時、適切にその資料が提供できる、ないしは、知りたいと思う者が分かる、当然個人情報には配慮しながらの範囲までですが、にすべきではないかという思いを持っているということですね。



委員：対案がなくして申し訳ないですが、何か、その求めに応じてというわけでもないと思うんですね。

委員：今の思いをもし入れるのであれば、情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を、例えば、適宜行うものとするとか、適宜、適切に行うものとするとか、そういった言葉をここに挿入する。求めに応じてとなると、少し角度が付きすぎるような気がしますので、適時、適切のような言葉を挿入すれば、4の基本計画の4の定期的な報告とは一線を画するというようなことになるのかと思いますが、その辺どうですか。ないしは、具体的なところでそういう意味合いではないことを書いておけばいいのかなという思いも、一部私の思いとしては残っていますが。他の皆さんのご議論もいただきますでしょうか。

委員：結局、飲酒運転根絶に資する情報というのは何ぞやというところが、具体的にイメージができてないんです。ただ、情報提供をして県民、県内事業者総出で根絶のための取組をしていくことは必要で、そこには何らかの情報があったほうが、より効果的に具体的な取組にそれぞれ資するとは思いますが、何を持ってきたら、何を例示したらとか、そこら辺のところ具体的にイメージとしてつかめてない。前提として委員もおっしゃるように、社会的制裁をいたずらに加えないような情報提供であるべきだと、私もそこは大前提として思っていますので、その中で何かといったときにはなかなか難しいと。他県を見ていると、沖縄県なんかはインターネットを使ってでもやりましょうと。事故の発生件数とか市町村ごとに公表していきましょう。これぐらいだったら確かに社会的制裁にはつながっていかないとは思いますが。より具体的に条文の中で例示しているのですが、他に何か無いのかというのがあって、無いのならばじっくりとしたこういう書き方にしておいて、それぞれ議会として基本計画で具体的なものが出てくるときに、しっかりと監視をしていくのも方法論なのかなとは思っていますというのが私の意見と、あと、前回の検討会の中でもありました県警の意見も聞いて参考としましょうということだったので、それを聞いてから固めてもいいのかなとも思っています。

委員：副座長どうですか。

委員：委員の言われる思いはすごく分かる部分で、一つの確認ですが、「資する」という言葉の定義というか、どんな部分まで要素として含まれる言葉なのかというのが、まず1点確認しておきたいというのがあって。それと、別の言葉で考えると、委員の思いも私もその部分はかなりあるので、根絶に関する取組に必要なと、ちょっと文章は続

かないんですが、取組に必要な情報を出せという意味合いであれば、いろんなことを包含して求めに応じてということになってくるのかと思うんですが、逆に言うと、「必要な」としてしまうと個人情報に近いものまでも取組に必要なだから出せみたいなことになる、また具合が悪いのかなというところがあって、ちょっと「資する」というところの意味合いの確認だけにしておきたいのですが。

事務局：明確に「資する」はどこからどこまでだという決まりというのではないと感じております。どちらかという、資する、役立つとかそのような程度の意味合いではないかと。特に規定したものはございません。

委員：それと、必要なものという意味合いまでは醸し出せないということなんですね、言葉的には。

事務局：「資する」の意味をどこまでかということは、例えばここまでだよというのをこの場で決めてそれを示したら、そうなるのではないかと思います。

委員：逆に必要な情報というふうな表現にしてしまうと、皆さん方が懸念されているようなリスクも伴うというレベルになってしまいますか。

事務局：必要な情報、それを誰が判断するかということになるかと。判断する方々によってそれは違うことになりますので、執行部の判断と議会の判断とは違うということになりますので、曖昧になるのではないかと思います。

委員：私の思いですが、この「資するため」というところで、これを更に強める雰囲気で行くと、必要なものという思いが出てくるのかなと。では、「資するため」とはどういうことかという、役立つとかプラスになるとか、そういった意味合いかと思えますね。それよりももっと客観的な情報でいいじゃないかとなってくると、「関する」になるのかなと思いますけども。ここはどこまでの情報という、結構バランス論になってくるものなので、そういった意味においては少し方向性を持たせた情報ということで、「関する」よりは「資する」と。しかし、必要なものとなってくると、限られてくるのかなという書きぶりになるのかなと思います。それと、適時、適切に出すという状況が必要じゃないかという思いですが、この部分は他県に比べると、例えば沖縄県とか宮城県は、書きぶりとしては強いんですが、しかし、できる規定の書き方なんですね、情報を提供することができる。本県の場合には検討しているのは「行うものとする」ということで、できる規定ではないところにしてありますので、ここに一つの強さを持たせているのかなとは感じているところではあります。あとは、どういう形での情報を提供するのかということに関しては、今後の協議の中で、ないし

は、基本計画に書くのかどうかまで決めていってもいいのかなと思いますし、ここで「4(4)」の年1回公表と差別化しておきたいということであれば、適宜とか適切にとか、そういった言葉を加えてというあたりでどうかというふうには考えますが、いかがですか。結構この原文でも強い意味を持たせているのかなとは思っていますが。

委員：今、座長がおっしゃっていただいた適宜、適切に加えて、「求めに応じて」という言葉も入れた形で、一度執行部のほうのご意見を聞いてみたいと思いますがいかがでしょうか。福岡県の場合は連絡会議の構成員の求めということで、誰からの求めかというのはかなり明確になっていますが、今、私が提案させていただいているのは、かなり広範です。例えばマスコミもそれに含まれるということになりますので、その求めをする方というのが非常に漠としていますので、なかなか執行部として了解しづらいと思うんですが、何か年1回の報告と差別化を図るには、もう一言二言要る気がします。

委員：その求めることができる側は、福岡県は推進委員の求めに応じてですが、この文で「求めに応じて」を入れると、いわゆる県民、事業者が使うために資するための情報ですから、広く県民からの求めに応じなければいけないというふうになると。求めることができる者がすごい広範になる可能性は否めないと感じますが。

委員：おっしゃるとおりで、けども、適宜、適切にというの、さっきの「資する」か「必要」かと一緒に、かなり執行部サイドの裁量権が広すぎるのではないかという気もします。宮城県のように積極的に情報を提供し分析しているのであればいいんですが、若干そこに不安を感じております。

委員：先ほど座長もおっしゃったように広すぎて、かなり濫用の危険があるかなという危惧を覚えます。例えば情報公開との関係がどうなるのかなというの、今一点感じましたが、いかがでしょうか。

委員：そこは事務局いかがですか。仮に「求めに応じて」にした場合。

事務局：情報公開制度の場合は、一定の非公開にする規定がございまして、例えば、プライバシーに関することもだめですし、本人同意がなければ出せませんし、という基本的なところで縛りがかかっておりますので、そこら辺の情報について危惧されるのであれば、どのような条例を使われましても、基本的に守らないといけないものは変わらないという理解をしております。

委員：「求めに応じて」かどうかは、情報開示請求すれば、公文書になっていけばプライバシーのところだけ黒塗りして出さないといけないですよ。

委員：そうだと思います。情報公開請求に基づいて請求すれば。

委員：「求めに応じて」という体制は既にあるということですよ。資料が作ってなかったらありませんという答えが出てくるだけで。求めるかどうかよりも、どんな資料を作るかどうかということですよ。

委員：公文書については求めに応じて出す必要がある、出さなければいけない。

委員：いけないというのは、情報公開請求条例で既にあるんですよ。

委員：私が今申し上げているのは、そういう情報公開請求の話とは別で、例えば、事業者が自分がこういう取組をするためにこういう情報がほしいんだと、そういう求めに応じた情報の収集・整理・分析の結果の提供だと思っています。しかし、「その求めに応じて」とやってしまうと、言われるように誰でも求めをすることができるということで広すぎるといって危惧を持っています。何かもう少し言い方がないかなと思っています。そういう思いで今投げかけをさせていただいているということで、情報公開請求とは別の意味の「求めに応じて」なんですけれどもいかがでしょうか。

委員：事業者はどんなものを求めるというイメージですか。

委員：取組に資するための情報でしょうね。そこをあえてここは検挙数とかうんぬんというように書いていないというのは、そこは県側に、執行部側にある程度ゆだねてあるということですね。

委員：具体的にイメージが湧かないのですが、ただ、今イメージとしてあるのは、例えばアルコール依存症へのアプローチというのが本県条例の特徴でもあるので、例えば、今回検挙された方に対してオーディットで検査してもらって、どれぐらいの方がいて、どれぐらいの普段の飲酒量であるということまでつかみきれんかどうか分かりませんが、アルコールの乱用自体が飲酒運転にやはり関連性があるんだという分析ができたとすれば、飲食店及び酒類販売者もあまり大量にとり、乱用するようなお店のシステムみたいなものもやめようかというふうになっていけば、段階を踏んで飲酒運転は減っていくだろうと、そんなふうには思うんですけども。

事務局：委員のご懸念についてですが、例えば、県の責務というのが規定されております。ここのイのところ、1ページですが、「県は、県民、事業者等が行う飲酒運転根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする」と規定しておりますので、例えば、言われました事業者がこういう運動をしたいのでこういう情報がほしい、こんな分析をしてほしいということに関しては、ここで「必要な支援を行う」で読めるのではないかと考えています。

委員：ここに「求めに応じて」を入れると、求めることができるのは、県民、事業者と広くとらえることができますから、非常にそこまでこの条文に書き込むのは、ちょっとどうかと思っていて、委員の思いはすごくよく分かるんです。けど、その思いまで必ず達成したいがために、ここに「求めに応じて」まで入れるのは、ちょっと書きすぎ感があるかなというか。そこは基本計画とか、逐条の中に書けるような形ぐらいいにしておいて、ここは「行うことができる」とはしてなく「行うものとする」というふうに、いわゆるソフトな義務規定ですから、そういった理解をしていただければと感じるところがあるんですけども。福岡県は推進会議がという求めに応じてという相当な縛りがかかっていますので。どうですか、その辺。

委員：全くそれは私も危惧するところは同じでございますので、県の責務の中にも謳われているということも含めて、「その求めに応じて」と広くとらえすぎる記述は危ないだろうなという理解はしました。少なくとも適宜、適切にとおっしゃった座長の言葉は、どこかに入れておいていただかないと、年に1回の報告の中で全部入っていますというふうにならないようにしておきたいので、座長の提案いただいている適宜、適切にというのは入るのであれば、ありがたいと思っております。

委員：私もこの情報の提供等を入れたときに、「4」の年1回公表とのイコールであるとは全く思っていませんので、これはもう少しちゃんと頻度を高めて、その作られた情報というのが、その分析されたものですね、事業者等から要請があればちゃんと提供をされるという範囲のものだと思っていますから、非常に後ろ向きな情報提供ではないというとらえ方でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。原文のままいくか、その結果の提供を適時、適切にというような文章を加えることによって、そういったことに応えていくという姿勢をもう少し条例中に示したほうがいいのではないかと、この辺どうですか。

委員：あえてその言葉を入れることは私も賛成です。普通は適宜、適切に対応するのは当たり前のことですが、その辺を適宜、適切が適当になってしまうといけません。

委員：ほか、どうですか。

委員：その適宜、適切には入れていただけたらいいなと思うんですが、その前に県は県民、事業者等が行うの「行う」を後に持ってくるというのはどうでしょうか。県民、事業者等が飲酒運転の根絶に関する取組を行うときには、飲酒運転の状況に関するというふうに、その「資するための」という言葉はあったほうがやっぱりいいんでしょうか。取組を行うときになったら、その場合が限定されるのではないかと思います、「資

するため」という言葉が必要なのかどうかということですが。

委員：ここは、そのことを行うときにのみ出してということではなくて、もっぱら広く出していたきたいということですので、いつにということではなくて、県民、事業者等がもっぱら常に行う根絶に関する取組に対して、その必要な情報というのは常に収集し、作り、分析しておいてくださいという意味合いもあるので、「資する」というのは、それを行う場合、当然役立つものということで、この書き方でいいんじゃないかとは思いますが。

委員：よく分かりました。

委員：では、そうしましたら、その結果の提供を行うものとするの、この間に適宜、適切に、適時、適切にという文章を入れる方向で、少し正副座長、事務局で調整させていただいてよろしいですか。次回にお示しをさせていただくということにさせていただきます。「求めに応じて」までは思いとしてどこかQ & A ぐらいにさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。そうしましたら、次、6ページ、飲酒運転根絶の日に移りたいと思います。ここの部分で前回飲酒運転根絶の日をいつにするかというような議論がありました。それでいつにするかは、今日場でまだ決める必要はないと思いますが、資料的に他県の例、ないしは、本県において飲酒運転ではなく、交通安全等において決まっておる日がありましたので、参考に資するという範囲で事務局から説明をさせていただきます。

事務局：資料3をご覧くださいと思います。この運動の日を規定しておるのが、大分県、宮城県、沖縄県、福岡県の4県でございます。各事務局へ問い合わせましたところ、大分県は毎月20日ということの規定しておりますが、これは昭和44年に交通安全対策会議というものを立ち上げて、その中で県民交通安全の日を毎月20日に定めたと、これに合わせたと聞いてございます。宮城県に関しましては、平成17年5月22日に高校生が飲酒運転により死亡されたことでこの日を定めたと聞いてございます。また、沖縄県に関しましては、大分県と同じように交通安全推進協議会におきまして毎月1日を交通安全県民の日と定めたと、これに合わせたと聞いてございます。また、福岡県に関しましては、平成18年8月25日に福岡市において幼い子ども3人が飲酒運転によって亡くなったということでこの日を決めたと聞いております。それから、三重県におきましては、次のページをご覧くださいと思います。これは県警が出していただいた資料を再度出させていただくのですが、例えば「交通安全の日」というものを毎月11日ということを決めてございます。また、飲酒運転ゼロということ

に關しまして、交通事故死ゼロを目指す日ということで、全国交通安全運動期間中に実施をするという形で定められております。以上、その他の日が定められておるところでございます。

委員：ありがとうございました。先ほどの説明のとおり他県の例においては、いわゆる交通安全の日というのが定められておる、その日に合わせておるのが大分県、沖縄県、過去の起因となった事故の発生日にその根拠を置いておるのが宮城県、福岡県ということの説明でありました。また、本県においては、例えば交通安全の日を毎月11日に定めている。ないしは、事故死ゼロを目指す日というのが、この春夏秋冬の期間中に実施がされる予定だと、こういった説明をいただいたところであります。今日、この場で日にちを決めるところまではいくものではありませんが、この件についてさらにご意見、ご発言等がありましたら、いかがでしょうか。ここは今後も議論をしていくということでもよろしいですか。それで、一応条例中には何月何日にするというふうにさせていただいていますので、これをパブリックコメントをかけるまでには、やはり入れる必要があるのかなと思います。今後、素案確定のもと、執行部との協議をしていくわけですが、その過程においてこの議論もまたどこかでさせていただき、パブリックコメント前にはその日にちを入れ、ある程度根拠も当然説明したうえで、という方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。では、そういった方向で引き続き、皆さんもどういう日があるだろうかということをお考えいただきながら、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、続きまして次の議論に移ります。ここからは目的について、さらには、定義の規定について、そして、前文について、また、条例名について、この4項目について皆さんのご議論をいただきたいと思っております。各論の議論が大体確定をいたしましたので、前に戻って目的の項目についてご議論をいただきたいと思っております。1ページをご覧ください。正副座長たたき台案では目的として「2」のところにこのように書かせていただいております。読ませていただきます。「飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」というような内容にさせていただいておりますが、この目的につきまして皆様のご意見、ご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。大体「3」以降のところを並べながら、その目的を示させていただいた内容であ

ると感じておりますが。この目的案でよろしいですか。この目的に書ききれないところは、前々からご意見いただいていたように前文で書き込むこともできるということで、次、前文の議論もさせていただきますが。

委員：少し違和感があるのは、飲酒運転に対する法律の厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑みということが、条例の目的の中に入るのかなと。前文に書かれるべきような話なのかなという気はいたしますね。あと、県民自らがというところが少し弱い感じは受けます。例えば、県民の意識の醸成であるとか、そういう社会風土を定着させるとか、何かそこはもう少し書かれていてもいいかなという感じは受けております。

委員：まず、この目的に厳罰化が進んできているにもかかわらずなくなることに鑑みというのをあえて入れておるのは、条例を検討するという、その動機づけ、きっかけがここにあるということで、あえて目的に入れておるといふ、これが他県の目的とは違うところであるとは思っています。それと、県民の自覚うんぬんというところに関しましては、実はこの県民の努力の議論のところ、県民の意識として自覚、自ら取り組むというのを前文に入れてはどうかというようなご議論をいただいて、いったんそれでその県民の努力のところでは議論が落ち着いたということがございます。この県民の意識のところ、そういった自主的な取組という部分については、これは県民の意識のところに入れるのではなくて、前文の中に盛り込むという形、そういった表現を入れてはどうかというようなご議論をいただき、前文に馴染まないのであれば、また条文のほうに戻したらどうかというようなご議論をいただいております。特に「しない・させない・許さない」という文章をどうするかといった議論があったときかと思いますが。ほか、どうですか。

委員：私も県民の自覚の現れがもうちょっとほしいかなと思うことと、最後の文章の「社会の実現に寄与すること」と書いてありますが、この「寄与」は何か弱いイメージといたしますか、言葉が見つからないですが、それこそ資するじゃないですが、もうちょっとせつかく条例を設けるわけですから、県民との結びつきを強めた言葉にされたほうがいいのではないかなという思いがあります。

委員：ほか、どうですか。県の責務並びに県の取組は入っておるけども、県民の努力、事業者の努力の部分がここで入っていないということとか。委員は、「寄与する」の「寄与」が少し間接でないかということですか。ほか、どうですか。議論の場でするので様々なご意見をいただければ。例えば、この県の責務の後に、県の責務及び県民の努力を



明らかにするとともにという感じですか。

委員：それでもいいんですが、ないしは、県の責務を明らかにするとともに基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、県、県民及び事業者等が一体となって飲酒運転の根絶を図りとか、ちょっと意味合いが違ってくるかもしれないんですが。

委員：根絶を図るのは県も含めてですからね。

委員：今回の条例の大きな目的の再発防止と規範意識の定着、再発防止の部分については、基本計画をやってもらうとかいろいろあって、規範意識の部分をもう少し盛り込んでいただいているといいのかな、しない・させないどうのこうのというところの県民意識の定着みたいなところを目的とすると触れてもらったら。後は基本的に細かい文言についてはあまりこだわりませんが、目的はシンプルでいいのかなと。思いは前文のところでしたっきりと格調高く正副座長の思いを盛り込んでいただいたら、それでいいのかなと思っています。

委員：規範意識の定着と再発の防止というところで、具体的な項目として教育及び知識の普及とか受診義務とかいうのを特出ししたと。基本計画の策定は当然必要と、この3つを特出しをしたということなんですよ。ですから、県民の努力とか事業者の努力というのもし言葉として書き込みたいとなると、この県の責務うんぬんのところに併記する形かなと。ないしは、もっと県民の自主的な取組なり県民の自覚となると、これは今までの議論にもあるんですが、前文に「しない・させない・許さない」という県民の自覚なり意識をしっかりと持つことが大事だというような言葉で入れるということになるのかなと思います。

委員：今、委員もおっしゃっていただいたように目的はシンプルにしたほうがいいと思いますので、そういう意味でいきますと、県民等の努力という言葉、「県の責務及び」とか「県民等の努力を明らかにするとともに」とか、そこに入れていただければ、この条文でこれまで検討してきたことはすべて網羅されるので、よろしいかなとは思いますが。あとは、委員がおっしゃったように、「寄与する」とは確かに弱いなという感じは受けますね。

委員：もう少し正副座長で精査が足らなかったのかなという思いも、少し反省しているんですが。まず目的の1行目、書き出しのところについては、おそらくこれは流れの中で、前文を入れるか入れないかという議論が確定してない中で、この文章が作業上はまっている形になっているので、前文を書くとしたら、この少なくとも鑑みまでの部

分はだぶりますので、やっぱり前文に思いとしてしっかり書き込んで、目的の部分は、もう少しこの部分はすっきりさせてしまったほうがいいのかというの、今は感じさせていただいています。それから、「寄与」の部分については、他の条例を見の中で、思い切って社会を実現することを目的とするとか、「寄与」という言葉を外させていただいたほうが、逆に強い表現になるのかなというふうに感じてます。あとは、県の責務を明らかにし、基本計画の策定や教育及び知識の普及、受診義務とその他必要な事項を定めるとともに、県、県民、事業者等一体となつてとか、あるいは、県民の意識高揚を図るとか、そういう文言を少しこの中に入れさせていただくとバランスは取れるのかなとは思いますが。

委員：ちょっと提案ですが、例えば県の責務を明らかにするとともにとなつてはありますが、併記で当然「3」のところは責任及び努力で、県、県民、事業者となっているわけですね。ここで例えばそれを列記すると、県の責務及び県民の努力、事業者の努力というようになるんですが、目的に果たしてそこまで全部書くのかどうかというところで、県の責務及び県民の努力あたりは例えば入れるとか、事業者の努力までを入れると、ちょっとだらだらと並ぶもんですから、ということを含めて県民の主体的な取組という部分は入れ込むというのでどうですか。

委員：私もそれでいいと思います。県の責務及び県民の努力等を明らかにするとともにというところでやっていただければ、少なくとも県民も主役の一人だということが目的の中で明らかになりますので、それによって随分この条例の意味合いが広がると思います。

委員：等を入れるかどうかは、ちょっと預らせてもらってよろしいですか。事業者も広くとらえると県民に入ってきますので。それと、「寄与することを目的とする」というのは、確かに少し間接的なんですね。これだけをやれば県民の安心な暮らしが実現するという、それも一つの要素として飲酒運転の根絶があるということなんですが、強い意思ということであれば、確かにもっと県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とするというふうに書いてもいいのかなというふうには、感じるころは確かにあります。少し間接的に書いているなというのはありますよね

委員：ストレートの分かりやすく実現するというので検討していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員：この辺どうですか、よろしいですか、大体。そしたら、その方向で一回検討させていただきます。そして、県の責務のところ併記で県民の努力を入れるも入れないも

検討させていただきます。あと、この「鑑み」のところですね、厳罰化が進んだけども事故がなくなることに鑑みというのを、目的に入れるのか、前文に持っていき、ここは取ってしまうのかに関しては、この後、前文を作るのかどうか、ないしは、どのような内容にするのかの議論も含めて正副座長預かりにさせてもらっていいですか。前文に書かれていて併記はちょっとバランスがおかしいとなったら取ることもあるでしょうし、前文は要らないという話になったら、これは残したいですし、その辺のところでも次回に、また案を改めて提案させてもらうということでもよろしいですかね。では、目的は大体そんなことで、次のところにもう一回、案を示させていただきます。ありがとうございます。続いて、定義の部分について皆さんのご議論をいただきたいと思っているんですが、ここに関しては、今までの議論の中でやはり一定の定義規定を設ける必要があるのではないかと感じております。それで、この定義のどのような内容を設けるかうんぬんに関しては、法制執務的な面がありますので、正副座長並びに事務局にその項目は何を挙げるかはお任せをいただきたいと思いますが、そういった形でよろしいですか。定義を設けることに関してはよろしいですか。

委員：1点お願いさせていただきたいのは、自転車も含むということを定義の中で入れていただきたいと思います。

委員：おそらく次に示させていただくところに説明があると思いますが、車両には、今おっしゃったとおり自転車も入ります。そうなってくると、当然飲酒運転の項目として、自動車、原動機付自転車、自転車で飲酒したものという部分で飲酒運転となってくるのかなと思いますね。では、定義を設けるということで、「2目的」の次に「3」という項目で定義という内容を入れさせていただく。そして、必要と思われる項目として少し例示をさせていただきますと、例えば、飲酒運転の定義、ないしは、受診義務の対象者となる飲酒運転違反者の定義、ないしは、飲食店営業者、酒類販売業者の定義、こういったものを定義として示す必要があるかと思っています。例えば、県はの県は明確になっていますので、ここにあえて入れる必要はないかと思っていますが、これを次回のところでこの定義のところの案をお示しをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。続きまして、前文について検討をさせていただきます。それで、この前文につきましては、先ほど目的のところでも一部出ましたが、全体を協議してから前文を付けるのかどうかというところの議論をさせていただきたいというような話でございました。今までの議論の中で私自身感じている部分については、本条例には前文を付けたほうがいいという皆さんのご意見で整理できるのかな

と思いますが、この点、その方向でよろしいですか。そうしましたら、前文をどういふふうな表現にするのかということで、資料4に簡単ですが、今までの議論の中でこれを盛り込んだらどうかという提案があったのを項目として挙げさせていただきました。アといたしましては、本条例の方針、飲酒運転を根絶するという姿勢を前文のほうに出していただきたいということで、規範意識の定着、再発防止を方針とすることを書くことによって、厳罰化とは方向性が違う旨、受診義務というのは制裁ではないという、いわゆるこの条例が温かみのあるものであるという内容を入れていただきたいというご意見をいただいたと思います。そして、本文では書き表せない検討会の思いを伝えるものとして、執行部が基本計画を作成する際に指針となり得るような方向性、ないしは思いを前文に書いていただきたいというようなこと。イとしては、県民の意識として他県が県民の責務に規定している自覚という部分で、「しない・させない・許さない」、こういった表現を入れることによって、その思いを前文に示していただきたいということ。ウにおいては、公務者の率先垂範的な内容を、条文項目には入れないと決めたわけですが、当然の方向性、行いとして前文に提案者の側として示していただきたいというようなこと。エとしては、教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもあるというような思いを入れていただきたいと、こういったご意見をいただいてきたのかなと思っています。この場ではこれも含め、さらにこういった内容も前文で表現していただきたいというような皆さんのご意見をいただいて、そのご意見を総合的にまとめたうえで、正副座長、事務局で次回、その前文の案文をお示しをさせていただきたいと思いますので、ここでは繰り返しでも結構ですので、皆さんの前文に入れる思い、ないしはこういった表現を加えていただきたい、そういったご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：前に意見シートの目的のところにも書かせていただいたんですが、県と県民と事業者が一丸となってというようなイメージが自分の中にはあるんですが、そういう自発的には自覚ということにもつながりますが、それが思いが一体となってというような、私は一丸となってという言葉を使ったんですが、そういうようなことを盛り込んでいただけたらと思います。

委員：分かりました。県並びに県民、事業者が一丸となつてとか、一体となつてとか、そういった部分ですね。分かりました。ほか、いかがですか。

委員：いつも言っている繰り返しですが、飲酒運転の根絶に資する取組としては、やはり厳罰化というのはあると。ただ、一方で厳罰化してきて、なかなか根絶できないとい

うのはどこにあるのかというところに着目をして、本県としては今回再発防止の観点から取り組むという、そういう姿勢ですね。目的のところに座長の思いでもあるということを書いていただいたんですが、ここをしっかりと格調高く書いていただいたらと思います。

委員：分かりました。たたき台案のところの前文のところにも、盛り込む内容をどうするかというので4点出ていまして、法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故はなくなるとか、飲酒運転の根絶を図るといふ思い、規範意識の定着と。飲酒運転は犯罪であるというの、要検討とありますが、この文章を入れるつもりは今ありませんので消しておいてください。

委員：ぜひ温かみのある内容ということで、厳罰化とは一線を画して、そういう中で受診義務、ここに書いていただいています、制裁ではなくて、ちょっと言い方は精査していただかないといけません、温かみを持って手を差し延べるというか、その中で飲酒運転の根絶を図っていくという方向性の前文でよろしくお願いします。

委員：制裁ではないとかという言葉を入れるかどうかは別ですが、全体としてそういった方向にしたいと思います。ありがとうございます。ほか、いかがですか。大体皆さんの思いよろしいですか。ありがとうございます。今までの議論の中でも、各委員の思いというのは相当出ていると思います。そういったことも含め、先ほどいただいた意見、ないしは意見シート等にいただいた意見を総合的に勘案をして、次回、前文案をお示しをさせていただきたいと思います。また、その案に基づいて皆さんのご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。そうしましたら、今日の事項として最後ですが、まだ条例の名称が決定をしておりません。それで、この場で決定をするということまでまだ持つていく必要はないと思っておりますが、条例名というのは非常に大事なものでございます。そういった意味において、例えばこの検討会の名前は防止となっておりますが、皆さんの議論の中では根絶という言葉のほうが多かったのかということとか、やはり条例名に本検討会の姿勢を示すこともできるのでないかと思っております。そういった意味において、こういった条例名にしてはどうかとか、こういった思いを入れていただきたいとか、そういったところを少しいただいて、これに関しましても、次回、条例名の案について、1本になるのか、2～3本になるのか、まだそこも決めていませんが、お示しをさせていただきたいと思いますので、その材料となるようなご意見を皆さんからいただきたいと思います。条例の名称についていかがでしょうか。

委員：いろいろ長くなって分かりにくい、覚えにくい条例案よりは、分かりやすい、パッと読んでなんの条例か分かるということが大事なかなと。それと、相矛盾するかもしれませんが、できれば少し厳罰化とは一線を画しているんだということが分かるような名前だと、さらにありがたいかなと。

委員：分かりました。そういった意味では撲滅という言葉を使っているところもありますが、そこまではいかないのかなというふうには、皆さんの今までの議論を聞いていますと感ずます。ほか、どうですか。今、分かりやすいという話がありましたが、条例の中に例えば「飲酒運転ゼロ」という、目指すべき方向性としての「ゼロ」という言葉なり数字を入れられないのかなと。正式名はもう少しゼロを目指すとかとなるんだけど、例えば通称名として「三重県飲酒運転ゼロ条例」みたいになる。究極はゼロを目指すんだというのも分かりやすくしていいのかなという、条例の姿勢として。ほか、どうですか。

委員：今のご意見、分かりやすいですし、根絶とか撲滅というよりはゼロというほうが厳しくないというか、分かりやすくしていいなと感じました。

委員：ありがとうございます。三重県飲酒運転のゼロを目指す条例とかね。ゼロ条例と言われると。ほか、どうですか。そうなってくると、例えば、次回に案を示しますが、三重県飲酒運転のゼロを目指す条例とか、飲酒運転ゼロを目指す条例とか、目指すようにするのかどうするのかは、まだ議論いただきますが、そんな方向でよろしいですかね。カタカナなのか数字なのかとかいろいろ出そうですが。ありがとうございます。では、少なくとも撲滅ではない。しかし、明確に目的が分かるような、分かりやすい、他県とは少し違うような名称、こういった方向で、今出た案なんかも参考にしながら、次回、案をお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。そうしましたら、以上、本日議論を皆様にとさせていただきたいところは、以上でございます。次回の検討会についてですが、本日の検討結果を反映し、少し残ったところがございますので、それを確定をさせたいうえで、条例素案の確定をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。そして、その条例素案をもとに、今後、執行部との協議、関係団体への意見具申、そして、その後、パブリックコメントという流れになってまいりますので、よろしく願いをいたします。次回の検討会の日程についてご協議をさせていただきたいと思っております。次回の検討会の日程ですが、4月5日10時ということとさせていただきたいと思っておりますが、どうですか。調整の結果、次回は4月5日金曜日13時からさせていただきます。本日の議題は以上です。他に委員の皆様から

意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員：終わりかけに申し訳ないですが、このたたき台案の「6」の再発防止のための措置で、以前、「教育その他必要な措置を講ずるものとする」というのが、言い方として県は必要な措置を講ずるというのが、場合によってはいろんな厳罰化ということも課せる規定じゃないかということをして以前申し上げました。その中で事務局に調べいただきたいのですが、「その他必要な措置」という言い方と、「その他の」と「の」を入れて、「その他の必要な措置」という言い方もあるのかなと思って、「の」を入れることによって、もし教育やそれに準じるものというようにこの必要な措置をもし限定できるのであれば、「の」を入れることも検討いただけないかという提案であります。

委員：分かりました。そのところを調査したうえで、次回報告させていただきますので、よろしくをお願いします。案では「その他必要な措置」となっていると。それを「その他の」と入れたら意味合いがどう変わるのかということ。ほか、いかがですか。

委員：今日3つ目にあった運動の日の他県の事例を教えてくださいましたが、これ、やっているところは毎月やっているということですし、三重県は年に一回という話もありましたが、毎月やったときの負荷といいますが、もうちょっと細かく内容をこの表みたいな形でお教えいただきたいと思います。

委員：他県の例ですね。他県の例において毎月定めているところはどんなことをやっているのか。ないしはやってないのか、その負荷ですね。どれくらい影響が出ているのかどうかですね。そこはお調べをさせていただきます。

事務局：照会をかけますので、次回にお届けできないかもわかりませんので、その旨、ご了解をいただきたいと思います。

委員：分かりました。間に合えばお示しをいただくということで。それでは、本日の検討会は以上で終了とさせていただきます。

(終了)